

2016年6月1日

一般質問

杉浦明道

岡崎教区の杉浦です。よろしくお願いいたします。

最初に、海外開教と真宗の国際化について伺います。本年8月には、北米開教区において第12回世界同朋大会が開かれます。そのスローガンは、「過去に学び、今を生き、未来が開かれる」というものです。北米における海外開教の歩みが始まってすでに百有余年、ハワイにおいては今年で100周年、さらに南米においては64年になります。

前南米開教監督であった菊池顕正氏は、「大谷派として南米開教をどう考えていくか。南米の人々に真宗の教えをどう伝えていくか。それは、南米開教六十年を過ぎた今だからこそ改めて『場の整備』が必要なのではなかろうか。日本側は、日本の論理で事を運ぶのではなく、南米の文化や生活習慣を学びとり、南米で生涯を送らねばならぬ人々と意識を共にすることから始める。ブラジル側も同様である。双方ともに、なによりも、関係各位は、実際にその国に身を置く、その国の大地に立たねばならない。その『場の整備』が、必要に思えてならない」と述べています。（『教化研究』第一五七号 “南米開教六十周年を経て見えてきた課題” より）

このことは、今回の世界同朋大会の中においても重要な課題となるように思われます。大会のスローガンに見られるように、まさしく過去をたずね、未来を見据える海外開教のあり方が問われているように思いますが、三開教区の現状の課題をどのように考えていますでしょうか。

また、宗務総長は、「将来的にはアメリカ真宗センターが英語圏のみに留まることなく、世界に展開することも視野に入れ、センターを中心とした各開教区との連携を進めてまいりたいと考えております」と述べられました。このことは、言い換えれば、将来的には、「アメリカ真宗センター」が、三開教区だけにとどまらず、アジアの仏教をも視野に入れた「国際真宗センター」としての機能を持ち合わせた場とならねばならないということではないでしょうか。その意味では、エンゲイジド・ブディズム（日本においては、『社会をつくる

仏教』、『社会をつくり変える仏教』、あるいは『行動する仏教』と訳されています)を生み出したアジアの仏教徒との積極的な対話と交流も重要であろうと思います。宗門としての将来の開教のあり方について、どのように考えますでしょうか。

次に、真宗教化センターについて伺います。一昨年(2015)の第60回宗会において、私の真宗教化センターについての一般質問(カルト問題への取り組み)に対して、木越参務は、「教学研究所の研究職員による教学上の確かめ、すなわち真宗大谷派はなぜこの問題に取り組むのかを、親鸞聖人の教えの具体的表現をもって説明する責任が伴ってまいります。また、ご承知のとおり、カルト問題は明らかな人権侵害であります。したがって、解放運動推進本部においても、そのような視点からの積極的なアプローチは不可欠であります。したがって、これら三機関の協調・協働による総合力をもって対応していくことが願われます」と答弁されました。私自身も、真宗教化センターという場に三機関が入ったことの重要な意味としては、具体的な一つの課題に対してそれぞれの立場で関わり、三機関の協調・協働による総合力をもって対応していくことにあると思います。しかしながら、現状ではまだ十分には進んでいないように思いますが、いかがでしょうか。現状で進んでいないということには、何か原因があるのでしょうか。

また、「2016年度教化研修計画の基本方針(案)」の“中心とする教化事業”の中に、「世界各地でテロや地域紛争が頻発する現代にあって、国籍、文化、宗教の異なりを乗り越えて互いに尊重し合いながら生きていく世界を実現していくために積極的な対話が求められている。北米におけるこれまでの経験を踏まえ、宗教間対話の実現を目指した取り組みを行う」と述べられています。

宗門の現状から見ますと、この取り組みを実践していく機関としては、真宗教化センターが中心となるように思います。もちろん、国際室との協調・協働も必要でしょう。また、その取り組みは、International Network of Engaged Buddhists(仏教者の国際的ネットワーク)という視点を持つものであらうと考えます。まさに、真宗教化センターの大事な視点ではないでしょうか。少し飛

躍したように受け止められるかもしれませんが、どのように考えますでしょうか。

次に、旧総会所建物の今後について伺います。財務長は、5月26日の財務長演説の中で、「一定の期間を費やして移築や保存の方途を探り、その方向性を見定めてまいりたいと考えております」と述べられました。また、旧総会所は宗門にとって貴重な財産であるはずで、そうであるとすれば、なぜ今回の宗会において、「旧総会所の財産設定を、基本財産から普通財産に変更したい」と考えられるのでしょうか。移築や保存の方途を探るということであるならば、急いで財産設定の変更をする必要はどうしてあるのでしょうか。また、宗門にとって、基本財産ということの考えを示していただきたいと思います。財務長は、「従来どおりの基本財産としての役割は、『しんらん交流館』に移っており」と述べられていますが、旧総会所の機能と同時に建物としての役割も移ったということなのでしょうか。

また、財務長は「総会所の歴史と現在の建物の詳細につきましては、並行して調査を進めており、十分な検証作業を行ってみたいと存じます」と述べておられますが、今後、具体的にどのような調査を進め、十分な検証作業を行っていくということなのかを示していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、1916年に全国の門末の御懇念によって建設されたという先人の願いを重く受け止めていただきたいと思います。

次に、障がい者の得度について伺います。

2013年6月19日、「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が成立しました。そして、2016年4月1日に、障害者差別解消法が施行されました。障がいのある人もない人も、ともに住みやすい社会が求められています。その社会づくりには、障がいに基づく差別を禁止して、平等な機会、チャンス、扱い（待遇）を保障する法律です。

では、なぜこのような法律が必要であったのでしょうか。それは、誰もが、「差別はいけないこと」と思っていますが、残念ながら差別と思われることが

たくさん起きています。そして多くの場合、きちんと解決されずに、結果的に障がいのない人との平等な機会などを奪われているのが現状です。ですから、この法律は、障がいがあってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

さて、同朋社会の顕現を標榜する私たち宗門にあっては、障がい者差別を助長することはもちろんあり得ないと思いますが、例えば、身体障がい、あるいは知的障がいを持つ人の得度について、宗門はどのように考えていますでしょうか。

例えば、障がいを持って寺に生まれた子ども、あるいは青年が得度を希望したとき、宗門はどのように受け止めるのでしょうか。誠実な答弁をよろしく願います。

以上で私の質問を終わります。